

会 議 録

会 議 名	東松山市情報公開・個人情報保護審議会					
開 催 日 時	令和4年10月24日（月）			開 会	午後1時55分	
				閉 会	午後2時40分	
開 催 場 所	東松山市総合会館 3階 304会議室					
会 議 次 第	1 開 会 2 挨 拶 3 議 題 (1) デジタル社会形成整備法第51条による改正個人情報保護法の施行に伴う条例の整備に係る諮問に対する答申について (2) 令和4年度上半期における情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況について（報告） (3) その他 4 閉 会					
公開・非公開の別	公開		傍 聴 者 数		0人	
非公開の理由 (非公開の場合)	/					
委員出欠状況	会 長	高 野 正 秀	出席	副会長	小 暮 晴 彦	出席
	委 員	小 柳 亮 直	出席	委 員	稲 村 進	出席
	委 員	岡 田 和 子	出席	委 員	関 口 喜 希	欠席
	委 員	戸 森 健 治	出席	/		
事 務 局	総務課長	福 田 誠		総務課主査	鈴 木 康 之	
	総務課主任	佐 藤 郁 也		/		

<p>1 開 会</p>	<p>(事務局 福田課長)</p> <p>皆様、こんにちは。</p> <p>本日は、公私ともお忙しいところ、東松山市情報公開・個人情報保護審議会に御出席いただきましてありがとうございます。私は、本日の会議の司会を務めさせていただきます、総務課長の福田です。よろしくお願いいたします。</p> <p>本日は、関口委員が御都合により欠席となりましたが、会議の定足数である過半数を超えておりますので、会議は成立いたしましたことを御報告いたします。</p> <p>それではただいまから、東松山市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。</p>
<p>2 挨拶</p>	<p>(事務局 福田課長)</p> <p>まず始めに、高野会長より御挨拶をお願いします。</p> <p>— 高野会長挨拶 —</p>
<p>3 議題</p>	<p>(事務局 福田課長)</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、議事に入らせていただきます。</p> <p>審議会条例第5条により、会議の議長には、会長がなることになっておりますので、以後の議事進行につきましては高野会長によりしくお願いいたします。</p> <p>(高野会長)</p> <p>それでは、会議を始めさせていただきます。</p> <p>はじめに、私から本日の会議の会議録署名委員を指名させていただきます。名簿の順番から、今回は小柳委員と稲村委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>次に、会議の公開についてお諮りいたします。原則公開となっている会議ですが、本日の案件ですと特に非公開にすべきと思う事項はございません。委員の皆様、御異議ございませんでしょうか。</p>

— 委員の同意 —

(高野会長)

それでは、御異議がないということですので、本日の会議は公開することといたします。

事務局に確認ですが、本日の会議の傍聴希望者はいらっしゃいますか。

(事務局 佐藤主任)

傍聴希望者はありません。

(高野会長)

それでは議題に入らせていただきます。

議題の(1) デジタル社会形成整備法第51条による改正個人情報保護法の施行に伴う条例の整備に係る諮問に対する答申について、事務局から説明をお願いします。

— 資料1についての説明 —

(高野会長)

事務局からの説明が終わりました。御質疑、御意見のある方はいらっしゃいますか。

(岡田委員)

少し不安になったのですが、このような条例を整備することで、市職員の事務が増えて負担になることはないでしょうか。

(事務局 福田課長)

その点につきましては、今回の条例整備を行うことで、現行の条例の規定に基づく事務とほぼ同じ内容の事務を行うこととなりますので、何か新たに事務負担が増えるということはないと考えています。

(岡田委員)

安心しました。

(高野会長)

よろしいでしょうか。

従来から、市においては個人情報の保護についての対応を細かく行われているので、法改正後も引き続き同様に行っていこうということですよ。

他に御質疑、御意見はありますか。

無いようでしたら、議題の1番についての質疑は以上とします。それでは、本件諮問については、今回委員の皆さんに確認いただいた案をもって答申を行うこととします。

続いて議題の2番、令和4年度上半期における情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況について、事務局から説明をお願いします。

— 資料2-1から資料2-3までの説明 —

(高野会長)

事務局からの説明が終わりました。御質疑、御意見のある方はいらっしゃいますか。

(戸森委員)

資料2-1の表4に「公にすることになじまない事務事業に関する情報」とありますが、具体的にどのような情報ですか。「事務事業」というのはどういうものですか。

(事務局 佐藤主任)

庁内で行う業務については、政策的な目的があって行うものを「事業」、法令等の規定により行っているようなものを「事務」と、一般的に区別して呼んでいまして、これらを総称して「事務事業」と呼んだりします。

そういった事務事業のなかで、例えばなんらかの規制に関する違反について、その処理に関する情報が記載されている文書などは、開示してしまうと当該事務を行うに当たって支障を及ぼす場合がありますので、条例において不開示情報と定められており、「公にすることになじまない事務事業に関する情報」とは、そういった情報のことを指しています。

(稲村委員)

今回御説明いただいた内容から少し外れるかもしれませんが、よろしいでしょうか。

よく災害が発生した場合など、救助が必要になるような被害が生じたところの住民の、個人名や安否に関する情報を消防に提供したり、公表したりすることについて、自治体ごとに可否に対する考え方が別れるといったようなことをニュースで見たりしますが、東松山市として何か方向性が定まっていたりするのでしょうか。

(事務局 佐藤主任)

まさにそういった災害対応に関する部分の自治体ごとの対応のズレというのも、今回の法改正の一つの理由にもなっているところでは。

やはり現状ですと、それぞれの自治体で定められている条例の内容自体に違いがありますので、結果として判断が異なってくることになるわけですが、今後、個人情報保護法の適用対象となり全国的に統一した運用となることから、災害時の安否情報の公表についても国から考え方が示されることになるのではないかと考えています。

(稲村委員)

関連して、例えば安否情報の公表を行う場合に、もし対象者のなかに居住地が明かされることを望まない事情があって市に申出をされているような方がいた場合、災害時のような混乱があるときであっても、そういった方については公表しないなど

の適切な対応ができるのかというのも、気になるところではあるのですが。

(事務局 福田課長)

災害時における個人情報の提供や公表に関しては、大きく二つの段階に分けられると思いますが、まず、救出作業を行う関係者に安否不明者の名前と世帯の人数の情報を提供するという取扱いは、これは人の生命等の保護のため緊急かつやむを得ない場合に行うものとして条例でも認められているものと考えております。

もう一つ進んで、安否不明者あるいは安否が確認できている方の名前を、マスコミ等を通して広く知らせるといったようことは、基本的には全くできないことはないだろうと考えていますが、やはり災害の状況等を踏まえて実施の可否を検討することになるかと思えます。

また、居住地が明かされることを望まない方というのは、具体的にはDV被害者等の居住地が明かされると身に危険が及ぶような方のことかと思えますが、このような方の取扱いに関しては平常時の事務において庁内で連携して行っているところで、災害時においてどのように取り扱うべきかというのは、やはり災害の状況に応じて判断が変わってくるのではないかと感じるところです。

ただ、先ほど佐藤からもあったとおり、今後は個人情報保護法の適用を受けることになることから、その後における安否不明者情報の公表等の取扱いについては、国の方針に従った取扱いをすべきであるだろうと考えております。

(稲村委員)

確かに難しい問題で、特に安否不明者の情報を一般に知らせるといのは全国的に議論になっているところですよ。もし市として決まった考えがあるのであればと思い、お聞きしました。

(高野会長)

民生委員でいらっしゃる方にとっては特に重要な関心事だと思えますし、実際にどのような対応をするかというのは、非常に難しい問題だと感じました。

ほかに御質疑、御意見のある方はいらっしゃいますか。

(小柳委員)

個人情報保護制度の運用状況に関して、部分開示決定を行ったときの不開示情報の内訳として、「公共の安全に関する情報」が5件あったとありますが、個人情報の開示を行って公共の安全に影響があるというのはほとんどない印象があるなかで、5件もあるとのことですので、こういったものなのか具体的に教えてください。

(事務局 佐藤主任)

よろしければ、資料2-3を御覧いただけるとわかりやすいかと思いますが、例えば身体障害者手帳の交付を受けたときの診断書の開示請求があり開示を行った場合に、医師の印影を不開示としたというのが具体的な例になります。

資料では実際の条文を大まかに説明していますので、少し仰々しい表現となっていますが、医師は先ほど挙げた例のような証明になるような書類を作成することがありますので、それに押される印影を偽造されると悪用される恐れがありますので、その部分については不開示情報としているということになります。

(小柳委員)

個人に関する情報を不開示にしたということではなくて、その情報が含まれる書類のなかの不開示情報に該当する情報だから不開示としたということですかね。

(事務局 佐藤主任)

そのようになります。

<p>4 閉 会</p>	<p>(戸森委員)</p> <p>資料2-2の請求No.19について教えてほしいのですが。</p> <p>(事務局 佐藤主任)</p> <p>過去の市道整備に当たって土地を提供いただいている方による開示請求なのですが、この方は以前からその用地買収に関して不服を持たれておりまして、また、他のことでも職員とやり取りがあるなかで不満を持たれていることから、このように開示請求をされたものになります。</p> <p>(岡田委員)</p> <p>私には開示請求の意図が難しくてよく理解できないのですが、こういう請求であっても、ちゃんと受け入れて、目的の文書があるかないかというのを、制度の趣旨を尊重して皆さんがなさっているわけですね。</p> <p>(事務局 佐藤主任)</p> <p>なるべくコミュニケーションを取って、どのような文書を必要としているのかわかったときは、「よろしければこのように請求してください。」とお示しすることがあります。</p> <p>ただ、そのことは全く強要できるものではないので、本人の希望のとおり、必ずしも明らかに文書が特定できているとは言えない文面で請求された場合であっても、伺った内容を踏まえて処理をするようにしております。</p> <p>(高野会長)</p> <p>ほかに何か御質疑、御意見のある方はいらっしゃいますか。</p> <p>無いようですので、議題の2番についての質疑は以上とさせていただきます。</p> <p>(高野会長)</p> <p>では最後に、議題の(3)のその他について、事務局から何かあ</p>
--------------	--

りますか。

— 事務局からは特になし —

(高野会長)

委員の皆様からは何かありますか。

ないようでしたら、以上で本日の議事を終了いたします。

今後とも、当市の情報公開制度・個人情報保護制度の運営等について、皆様の御協力をお願いいたしまして、本日の議事を終了いたします。

それでは、以上で議長の職を解かせていただきます。

(事務局 福田課長)

皆様慎重に御審議いただきありがとうございました。

先ほどの議事にありましたとおり、新しい個人情報保護制度に関する諮問につきましては、先ほどの案のとおり、当審議会として市長に答申させていただきたいと思えます。

それでは、以上をもちまして本日の東松山市情報公開・個人情報保護審議会を閉会いたします。

上記会議の顛末を記載した内容について、相違ないことを証します。

令和5年 3月10日

署名委員 小柳 亮直

署名委員 稲村 進